こども家庭庁の創設について

令和4年8月2日 内閣官房こども家庭庁設立準備室

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント ~こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設~

- ○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「**こどもまんなか社会**」)、 こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長 を社会全体で後押し。
- ○そのための**新たな司令塔**として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者 の視点に立った政策立案

全てのこどもの健やかな成長、 Well-beingの向上

誰一人取り残さず、 抜け落ちることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による 縦割りの壁、年齢の壁を克服した 切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを 強化するとともに、必要なこども・ 家庭に支援が確実に届くようプッシュ 型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンス に基づく政策立案、 PDCAサイクル(評価・改善)

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事 者の意見を政策に反映。
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長 過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな 状態(Well-being)で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。
- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の 実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、 様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身 にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所 に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。

◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も 活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に 配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こ ども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

①こどもの視点、子育て当事者の視点

こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に 反映。子育て当事者の意見を政策に反映。

②地方自治体との連携強化

現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。

③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・ 連携・協働

NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や 全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定 するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うと ともに、新規の政策課題に取り組む。

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- ▶ こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
 - こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取 等の検討
 - こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施(外務省と連携)
- ▶ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ▶ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善
 - こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告(法定白書)の一体的な作成
 - こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進(デジタル庁と連携)

成育部門

▶ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等

- 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
- 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- ▶ 就学前の全てのこどもの育ちの保障
 - 幼稚園・保育所・認定こども園(「3施設」)、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善(施設整備費の一本化等)
- ▶ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
 - 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所(サードプレイス)づくり
 - 児童手当の支給
- ▶ こどもの安全(性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

- ▶ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度 の壁を克服した切れ目ない包括的支援
 - 地域の支援ネットワークづくり(子ども・若者支援地域協議会、 要保護児童対策地域協議会)
 - 児童虐待防止対策の強化
 - いじめ防止及び不登校対策(文部科学省と連携)
- ▶ 社会的養護の充実及び自立支援
- ▶ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ▶ 障害児支援

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁 の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り 方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員 が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 〇内閣府の外局として設置
- 〇令和5年4月1日設立
- 〇内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制 (移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 〇各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策 【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ·児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に 反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

- <内閣府>
- 〇政策統括官(政策調整担当)が所掌する<u>**子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策</u>に** 関する事務</u>
- 〇子ども・子育て本部が所掌する事務
- <文部科学省>
- 〇総合教育政策局が所掌する**災害共済給付**に関する事務
- <厚生労働省>
- ○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
- 〇障害保健福祉部が所掌する**障害児支援**に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- ○教育の振興
- ○学校教育の振興 (制度、教育課程、免許、 財政支援など)

幼稚園教育要領・ 保育所保育指針を 相互に協議の上 共同で策定

総合調整権限に

基づく勧告

○幼児教育の振興

いじめ重大事態に 係る情報共有と対策の 一体的検討

医療関係各法に基づく

基本方針等の策定に

おける関与

○学校におけるいじめ防止、 不登校対策

厚生労働省

- ○医療の普及及び向上
- ○労働者の働く環境の整備

その他の府省

4

こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)の概要

趣旨

こども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とすることも家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

- 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
- 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
- 3. こども家庭庁の所掌事務
 - (1) 分担管理事務(自ら実施する事務)
 - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案 並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養護
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護(他省の所掌に属するものを除く)
 - ・こども大綱の策定及び推進

等

(2) 内閣補助事務(内閣の重要政策に関する事務)

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする
- 5. 審議会等及び特別の機関
 - ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するととも に、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。
- 6. 施行期日等
 - ·令和5年4月1日
 - ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

5

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の概要

趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

概要

1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び 児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定める に当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の 規定の整備を行う(医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等)

2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する ※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

3. 経過措置

関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

4. 施行期日

・ こども家庭庁設置法の施行の日(令和5年4月1日)

定

○日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、

- ・次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、 自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、
- ・こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、 将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、
- ○こども施策を総合的に推進すること
- ○「こども」……心身の発達の過程にある者
- ○「**こども施策」……**①~③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の 発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、 育児等の各段階に応じて行われる支援**
 - ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり 教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に 関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本**として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する との認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

基本理念

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力(雇用環境の整備)・国民の努力(こども施策への関心と理解等)

白書・大綱

〇 年次報告(白書)

○ こども大綱の策定

(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援 /子どもの貧困対策の既存の3法律の白 書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- 〇 施策の充実及び財政上の措置等

〇 こども家庭庁に**こども政策推進会議** を設置。以下の事務を担当。

- ① 大綱の案を作成
- ② こども施策の重要事項の審議・ こども施策の実施を推進
- ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、会長(**内閣総理大臣**)及び 委員(こども政策担当の**内閣府特命担 当大臣**・内閣総理大臣が指定する**大臣**) をもって組織

施行期日 令和5年4月1日

账

検討 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施 状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からそ の実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとった こども施策の一層の推進のために必要な方策について検討

こども政策推進会議

⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

経済財政運営と改革の基本方針2022

新しい資本主義へ~課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現~

第2章 新しい資本主義に向けた改革

(関係部分抜粋)

- 2. 社会課題の解決に向けた取組
 - (2)包摂社会の実現

(少子化対策・こども政策)

<u>少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題である。このため、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに</u>関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていく。

結婚・妊娠・出産・子育でに夢や希望を感じられる社会を目指し、「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚、妊娠・出産、子育でのライフステージに応じた総合的な取組の推進、結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援、妊娠前から妊娠・出産、子育で期にわたる切れ目ない支援の充実、「新子育で安心プラン」の着実な実施や病児保育サービスの推進等仕事と子育での両立支援に取り組む。妊娠・出産支援として、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊産婦支援・産後ケアの推進等に取り組むとともに、出産育児一時金の増額を始めとして、経済的負担の軽減についても議論を進める。流産・死産等を経験された方への支援に取り組む。養育費の支払い確保と安全・安心な親子の面会交流に向けた取組を推進する。児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討に取り組む。

全てのこどもに、安全・安心に成長できる環境を提供するため、教育・保育施設等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入、予防のためのこどもの死亡検証(CDR)の検討、未就園児等の実態把握と保育所等の空き定員の活用等による支援の推進、SNS等の活用を含めこどもの意見を政策に反映する仕組みづくり、学校給食などを通じた食育の充実、放課後児童クラブやこども食堂等様々なこどもの居場所づくり等に取り組む。こどもの貧困解消や見守り強化を図るため、こども食堂のほか、こども宅食・フードバンク等への支援を推進する。

こどもの成長環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため、児童虐待防止対策の更なる強化、ヤングケアラー、若年妊婦やひとり親世帯への支援、真に支援を要するこどもや家庭の早期発見・プッシュ型支援のためのデータ連携、医療的ケア児を含む障害児に対する支援、いじめ防止対策の推進等に取り組む。また、市町村における家庭支援機能の強化、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養育経験者等に対する自立支援の充実等改正児童福祉法の円滑な施行に取り組みつつ、認定資格の取得促進を含む児童相談所等の質・量の体制強化を推進する。

こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める。その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

こども家庭庁発足前から検討に着手する主な事項

- Oこどもの意見を反映させる仕組み

- 〇就学前のこどもの育ちに関する指針
- 〇未就園児に対するアウトリーチ支援
- 〇こどもの居場所づくりに関する指針
- O日本版DBSの導入

参考資料

こども家庭庁の検討経緯①

令和3年

O3月19日 「Children Firstの子ども行政のあり方勉強会」が「こども庁」創設を提言

- 〇6月3日 「こども・若者」輝く未来創造本部(本部長:二階俊博幹事長)が「こどもまんなか」 改革の実現に向けた緊急決議を取りまとめ
 - 1 こども政策に関するデータ収集分析能力を向上させ、EIPPを確立すること
 - 2 こどもや子育て世代が抱える様々な課題に早急に対応すること
 - 3 こども政策を実現するために十分な予算を確保すること
 - 4 「こどもまんなか」の実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織として、 こども庁(仮称)を創設すること
- 〇6月18日 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針)閣議決定

子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。

〇7月7日 行政組織の創設を検討するため、関係府省庁の職員からなる「こども政策の推進に係る作業 部会」を設置するとともに内閣官房に「こども政策推進体制検討チーム」を設置

こども家庭庁の検討経緯②

令和3年

- **〇9月16日** 子供の視点に立って、子供を巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催
- 〇11月29日 「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」とりまとめ
- **〇12月2日** 「こども政策の推進に係る作業部会」において「こども政策の新たな推進体制に関する 基本方針(原案)」とりまとめ
- O12月21日 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定 内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置

令和4年

- 〇2月25日 両法案閣議決定・国会提出
- 〇4月4日 「こども基本法案」国会提出
- 〇6月15日 「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する 法律」、「こども基本法」成立

こども政策の推進に係る有識者会議 報告書【概要】

I. はじめに(こどもと家庭を取り巻く現状)

- ○少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねない「有事」とも言うべき危機的な状況。
- ○児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多となり、更にコロナ禍によりこどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化。

Ⅱ. 今後のこども政策の基本理念

- 1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- 2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
- 3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
- 4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- 5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
- 6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)

Ⅲ. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

- 〇こども政策の対象分野は多岐にわたり必ずしも網羅できているものではなく、あくまで当会議の議論を踏まえ整理したもの。今後、更に議論が深められるべき。
- ○政府において、運用改善等はできる限り速やかに、また、新たな予算・制度が必要なものは実現に向け最大限の努力を求めたい。
- 1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す 2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
 - ○若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消

○就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実

○妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実

○多様な体験活動の機会づくり

○産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援

○居場所づくり

○地域子育て支援

○こどもの安全を確保するための環境整備

○家庭教育支援

○思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援

○好産婦やこどもの医療

- ○自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ○女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備○こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、

固定観念の打破

○こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

Ⅲ. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策 (続き)

3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

保障する

- ○児童虐待防止対策の更なる強化
- ○社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- ○社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援
- ○こどもの貧困対策
- ○ヤングケアラー対策
- ○ひとり親家庭への支援
- ○障害児支援の充実
- ○いじめ・不登校対策
- ○自殺対策
- ○非行少年の立ち直り支援

- ○児童の権利に関する条約の精神に則ったこどもの人権・権利の保障
- ○必要な支援を必要な人に届けるためのプッシュ型の情報発信や アウトリー チ型・伴走型の支援
- ○関係機関・団体の連携ネットワークの強化(子ども・若者支援 地域協議会と要保護児童対策地域協議会の有効活用等)
- ○こども・家庭に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に 把握し、支援につなげるためのデータベースの構築
- ○こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア
- ○安定的な財源確保と十分な人員体制の確保

IV. 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

- ○こどもや若者、子育て当事者からの意見聴取・反映、 分かりやすい情報提供、親しみやすい広報、 意見が反映される過程や成果の見える化、フィードバックなど、との積極的な対話・連携・協働、民間人の積極的な登用等
- ○地方自治体の先進的な取組の横展開や制度化、国と地方自治体 の間での人事交流の推進、国と地方自治体の定期的な協議の場の 設置等による地方自治体との連携強化
- ○地域で支援活動を行う民間団体(NPO等)や民生・児童委員、 青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化、民間団体等
- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進 〇こどもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、政策 効果を明らかにした上での、データ・統計を活用したエビデンスに 基づく政策立案と実践、評価

【参考】こども政策の推進に係る有識者会議について

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、子供を産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡るさまざまな課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行う。

◎:座長

〇:座長代理

<構成員·臨時構成員>

[構成員]

秋田喜代美 学習院大学教授

荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長

〇古賀 正義 中央大学大学院教授 佐藤 博樹 中央大学大学院教授

◎清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長、慶應義塾学事顧問

宮本みち子 放送大学名誉教授、千葉大学名誉教授

「臨時構成員]

青木康太朗 國學院大學准教授、

独立行政法人国立青少年教育振興機構客員研究員

川瀬 信一 一般社団法人子どもの声からはじめよう代表理事

菅野 祐太 認定NPO法人カタリバ、大槌町教育専門官 北川 聡子 社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長

櫻井 彩乃 Torch for Girls代表、#男女共同参画ってなんですか代表

谷口 仁史 認定NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事

辻 由起子 大阪府子ども家庭サポーター、社会福祉士

土肥 潤也 NPO法人わかもののまち事務局長

中島かおり NPO法人ピッコラーレ代表理事

中室 牧子 慶應義塾大学教授

堀江 敦子 スリール株式会社代表取締役

前田 晃平 認定NPO法人フローレンス代表室長

松田 妙子 NPO法人せたがや子育てネット代表理事

山口 有紗 子どもの虐待防止センター、

小児科専門医、子どものこころ専門医

山口慎太郎 東京大学大学院教授

吉村 隆之 鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー

李 炯植 NPO法人Learning for All 代表理事

渡邉 正樹 東京学芸大学教職大学院教授

<開催経過>

- 〇第1回 令和3年9月16日(木)
 - 構成員報告
 - ・臨時構成員プレゼン・意見交換
- ○第2回 令和3年10月18日(月)
 - ・臨時構成員プレゼン・意見交換
- ○第3回 令和3年11月8日(月)
 - ・臨時構成員プレゼン・意見交換
- ○第4回 令和3年11月10日(水)
 - ・清原慶子前三鷹市長よりヒアリング
 - ・臨時構成員プレゼン・意見交換
 - ・取りまとめに向けた議論
- ○第5回 令和3年11月19日(金)
 - 取りまとめに向けた議論
- ※事務局において、当事者・関係者ヒアリングを実施(7月~11月)し、 その概要を第2回・第3回有識者会議に報告
- ※事務局において、こども・若者ヒアリングを実施(10月~11月)し、 その概要を第4回有識者会議に報告